

為替自動振込規定



1. (振込指定項目の届出)

自動振込のお取扱いにあたっては、為替自動振込依頼書に予め振込期間・振込月・振込日・振込金額・受取人等をご記入のうえ当金庫へお届けください。

当金庫は、指定された振込日に指定金額を預金口座から引落しのうえ受取人へ電信扱いにより振込いたします。

この場合、預金引落通知または振込領収書等の送付は省略させていただきます。

2. (手数料)

このお取扱いにあたっては、当金庫所定の手数料をいただきます。手数料改定の際は、改定日以降新手数料をいただきます。なお、改定内容は店頭に掲示し、個別の通知は省略させていただきます。

3. (振込日)

振込日が休日の場合は、表記のご選択に従い処理いたします。なお、振込指定月に該当する振込日がない場合は、その月の末日をもって振込日といたします。

4. (振込金額)

振込金額は、指定月ごとに指定された金額とします。

5. (指定預金口座からの引落とし)

- (1) 指定預金口座からの引落としについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手または預金通帳・払戻請求書の提出を受けずに当金庫所定の方法により処理いたします。なお、振込手数料および口座振替手数料についても同様の方法により処理いたします。
- (2) 指定預金口座の残高が、振込日において振込金額・振込手数料および口座振替手数料の合算額に満たないときは、特に通知はせずにその

月の振込は取り止めいたします。なお、振込日に指定預金口座の残高がこの依頼によって支払うべきものと、この依頼以外の契約によって支払うべきものの総額に満たない場合は、そのうちどれを支払うかは当金庫の任意といたします。

- (3) 通信機器、回線の障害または郵便物の遅延などやむを得ない事由によって振込が遅延することがあっても当金庫はその責任を負いません。

6. (振込の取消)

振込を行った結果、受取人の口座がない等の理由により受取人の口座に入金ができない場合は、その月の振込は取り止めたものとして処理いたします。

7. (振込の取り止め、変更など)

- (1) 振込を取り止める場合は、解約届を提出してください。また振込の内容等を変更する場合には、変更届を提出のうえ、新たに変更した内容の取扱いをお届けください。なお、お届け前の振込については当金庫はその責任を負いません。
- (2) 振込の組戻し等の取扱いについては、この規定の定めによるほか、当金庫の振込規定により取扱います。

8. (解約)

- (1) この契約は、振込期間の満了をもって終了いたします。
- (2) 指定預金口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。
- (3) 引落し口座の預金残高の不足、送金先の受取口座ない等の理由により、振込不能の状況が一定の期間継続した場合等には、当金庫は本契約を解約することができるものとします。
- (4) この契約は、当金庫が必要と認めた場合は、いつでも解約できるものといたします。なお、これらの場合解約通知は省略させていただきます。

9. (規定の変更)

- (1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変化、その他、当金庫が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更するこ

とができるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上